

春日井消防のあゆみ

春日井消防のあゆみ

春日井消防のあゆみ

年 号	～ 沿 革 ～
明治 27 年	・ 勅令第 15 号消防規則公布 ・ 勅令第 15 号発布に基づき県施行細目制定 ・ 勅令第 15 号による消防規則及び県施行規則に基づき、消防組を組織し勝川町においては、第 1 部から第 4 部まで、高蔵寺町は気噴消防組、坂下は坂下消防組を組織し、その他の地域においては大字単位毎に私設消防組を組織する。
昭和 14 年	・ 勅令第 20 号により警防団令公布、各町村の警防団を設置、それぞれの地区別名を冠し、〇〇警防団として発足する。
昭和 18 年	・ 春日井市制施行により町村毎の警防団を統合、春日井市警防団と改名する。
昭和 22 年 4 月	・ 勅令第 185 号消防団令公布により警防団を解散、春日井市連合消防団を編成し、旧町村範囲に 1 団制を採用し、4 団 27 ヶ分団、消防団員 1,350 名を定員として発足する。
昭和 23 年 3 月	・ 消防組織法施行により自治体消防になると同時に春日井市連合消防団を春日井市消防団と改名し、消防事務を春日井市役所秘書課で取扱う。
昭和 24 年 4 月	・ 春日井市消防本部及び消防署を設置し、署員 10 名をもって消防業務の一切を取扱う。
昭和 28 年 5 月	・ 消防団の機動化を図り、1 団 4 ヶ分団とし、消防ポンプ自動車 2 台を購入、第 1 分団及び第 3 分団に配備し、消防団の定員を 130 名に減じる。
昭和 29 年 4 月	・ 消防団に消防ポンプ自動車 2 台を購入、第 2 分団及び第 4 分団に配備し消防団の強化を完了する。

年 号	～ 沿 革 ～
昭和 31 年 9 月	王子製紙春日井工場から消防ポンプ自動車 1 台の寄贈を受け、消防署に配置。
昭和 33 年 1 月	旧高蔵寺町、旧坂下町の合併により 1 町 1 分団制をとり、高蔵寺を第 5 分団、坂下を第 6 分団とし、各町所有の消防ポンプ自動車はそのまま配備し、消防団を 1 団 6 ヶ分団とし、団員 194 名に改めた。
5 月	春日井市消防署高蔵寺分署を開設し、東部方面の消防力の強化を図る。
8 月	- 国消幹旋によるジープ車（ウイリス）3 台を購入し、高蔵寺坂下両町地区の山林火災に備え、第 5 分団東部班、第 6 分団北部班を新設し配備する。 - 市西部の名古屋空港の隣に第 1 分団西部班を新設。消防署所有の消防ポンプ自動車を配備し、西部密集地域に対する消防力の強化を図る。 - 消防団を 1 団 6 ヶ分団 3 班とし、団員の定員を 224 名に改める。 - 消防署にジープ車を配備し、指揮車及び連絡車とする。
9 月	中短波陸上無線を購入。消防本部に基地局を配備し、消防署配備の 1 号車（消防ポンプ自動車）に移動局を積載運用、連絡の敏速化を図る。
昭和 34 年 4 月	水槽付消防ポンプ自動車（2,500ℓ）を購入、消防署に配備し職員の増員と併せて消防力の強化を図る。
昭和 35 年 11 月	携帯用無線機を購入、消防署に配備し、山林火災の連絡強化を図る。
12 月	市役所構内に消防庁舎を新築移転し、救急自動車（プリンス）を購入、消防署に配備して救急活動を開始する。

年 号	～ 沿 革 ～
昭和 38 年 11 月	日本損害保険協会から消防ポンプ自動車の寄贈を受け、消防署に配備し『火災保険号』と命名する。
昭和 39 年 4 月 6 月	- 高蔵寺分署を東出張所に改名。消防職員を増員し、常備消防力の強化を図る。 - 水槽付消防ポンプ自動車（2,000ℓ）を購入。消防署の水槽付消防ポンプ自動車（2,500ℓ）を東出張所の消防ポンプ自動車と配置替えをし、東部地区の消防力の強化を図る。
昭和 41 年 3 月 4 月 5 月 7 月 8 月 12 月	- ライオンズクラブから救急自動車の寄贈を受け、消防署に配備し救急活動の強化を図る。 - 消防団員の定数を 127 名に改める。 - 可動動力ポンプ 3 台を購入し、第 1 分団西部班、第 5 分団東部班及び第 6 分団北部班に配備する。 - 東部班、北部班のジープを廃車する。 - 消防署配備の救急自動車（プリンス）を東出張所に配備し、東部地区の救急業務の強化を図る。 - 超短波無線移動局 4 台を購入し、水槽付消防ポンプ自動車 2 台と消防ポンプ自動車及び救急自動車の各 1 台に積載して連絡の敏速化を図る。 18m級はしご付消防ポンプ自動車を購入、消防署に配備し、高層建築物の人命救助及び消防力の強化を図る。
昭和 42 年 3 月 10 月	- 指揮車（トヨタクラウン）を購入し、消防署に配備する。 - 春日井市に災害防止パトロール隊が発足し、そのパトロール車（トヨペットコロナ）3 台及び超短波携帯無線機 3 台を購入。消防署に配備し市役所から要員 4 名を配置、消防職員と併せて各種災害防止の指導にあたる。
昭和 45 年 4 月 6 月 10 月	- 災害パトロール隊、要員共に市役所市長公室所属に移す。 - 救急自動車（トヨタ）2 台を購入し、消防署に配備する。 - 西出張所庁舎新築開所。水槽付消防ポンプ自動車を防衛庁（特定防衛施設周辺整備調整交付金）補助事業にて配備。他に消防ポ

年 号	～ 沿 革 ～
昭和 45 年 11 月	ンプ自動車 2 台、救急自動車も配備、運用開始し、西部方面の消防力強化を図る。 - 消防ポンプ自動車を消防署に配備する。 - 超短波無線移動局を 7 台購入。消防ポンプ自動車と救急自動車に各 2 台、水槽付消防ポンプ自動車、指揮車及びその他車両に各 1 台を積載して連絡の敏速化を図る。
昭和 46 年 1 月 6 月 12 月	- 消防団第 1 分団車を老朽により廃車し、消防署配備の消防ポンプ自動車を配置替えする。 - 軽四輪自動車 2 台を購入し、東出張所及び西出張所に配備。調査連絡車として運用する。 - 消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車を各 1 台購入、消防署に配備し、消防力の強化及び危険物火災に対処すべく運用を開始する。 - 消防団第 3 分団及び第 4 分団車を老朽により廃車し、東出張所に配備の消防ポンプ自動車を第 3 分団に、西出張所に配備の消防ポンプ自動車を第 4 分団へそれぞれ配置替えする。 - 消防署配備の消防ポンプ自動車 2 台を東出張所に配置替えをし、東部地区の消防力強化を図る。
昭和 47 年 5 月 6 月 7 月 8 月 11 月	- 西沢工業所から指揮車の寄贈を受け、消防本部に配備する。 - 日本損害保険協会から化学消防ポンプ自動車の寄贈を受け、西出張所に配備し、西部方面の危険物火災に対処すべく運用を開始する。西出張所に配備の消防ポンプ自動車を消防署に配置替えする。 - 査察車を購入し、消防本部に配備する。 - 救急自動車（マイクロ型）を購入し、消防署に配備、事故の大型化に備え強化を図る。 - 水槽付消防ポンプ自動車を防衛庁（特定防衛施設周辺整備調整交付金）補助事業にて購入し、消防署に配備する。
昭和 48 年 12 月	- 消防ポンプ自動車 2 台を購入。消防署、東出張所に配備し、消防署及び東出張所の消防ポンプ自動車を消防団に配置替えをする。 - 軽四輪自動車 3 台を購入し、消防署、東出張所及び西出張所に

年 号	～ 沿 革 ～
昭和 48 年 12 月	配備する。 35m級はしご付消防ポンプ自動車を購入。消防署に配備し、高層建築物の人命救助及び消防力の強化を図る。 - 防火水槽（40 m³）2基を防衛庁（特定防衛施設周辺整備調整交付金）補助事業にて下屋敷町及び勝川町1丁目（地蔵が池公園）に設置する。
昭和 49 年 3 月 4 月 10 月 12 月	- 優良消防本部、団として消防庁長官から竿頭綬を授与。 - 水槽付消防ポンプ自動車を購入。消防署に配備し、消防署配備の18m級はしご付消防ポンプ自動車を東出張所に配置替えをする。 - 機構改革を行い本部2課、1署、2出張所に改正する。 - 消防庁舎を梅ヶ坪町に新築し消防本部及び消防署を移転する。 - 東出張所をコミュニティーセンターの新築により併設し、移転する。 - 防火水槽（40 m³）2基を防衛庁（特定防衛施設周辺整備調整交付金）補助事業にて宮町（学習供用施設）及び篠木町6丁目に設置する。
昭和 50 年	- 水槽付消防ポンプ自動車を防衛庁（特定防衛施設周辺整備調整交付金）補助事業にて購入。消防署に配備し、消防署の消防ポンプ自動車2台を東出張所へ、東出張所の消防ポンプ自動車を消防団に配置替えをする。 - 小型動力ポンプ付水槽車（10,000ℓ）を購入。消防署に配備し、消防力の強化を図る。 - 軽四輪ライトバン2台を購入し、総務課及び予防課へ配備する。 - 軽四輪トラック2台を購入し、東出張所及び西出張所へ配備する。
昭和 51 年	- 消防ポンプ自動車を購入。消防署に配備し、消防署の水槽付消防ポンプ自動車を西出張所に配置替えをする。 - 救急自動車を購入。東出張所へ配備。これにより救急自動車は5台となり人口増に対する救急体制に備える。

年 号	～ 沿革 ～
昭和 52 年	・ 査察車及び軽四輪ライトバンを各 1 台購入し、消防本部へ配備する。 ・ 救助工作車を購入、各種救助活動に対処すべく運用を開始する。 ・ 消防ポンプ自動車及び救急自動車を各 1 台購入。消防署に配備し、救急自動車は 6 台となる。 ・ 防火水槽（40 m³）2 基を防衛庁（特定防衛施設周辺整備調整交付金）補助事業にて上ノ町（西海道公園）及び花長町 2 丁目（花長公園）に設置する。
昭和 53 年 10 月 11 月 12 月	・ 東北部地区に出張所を開所、名称は東出張所とする。旧東出張所を高蔵寺出張所に名称変更する。 ・ 40m 級はしご付消防ポンプ自動車を購入。消防署に配備し、消防署の 35m 級はしご付消防自動車を東出張所に、高蔵寺出張所の 18m 級はしご付消防ポンプ自動車を西出張所に配置替えをする。 ・ 小型動力ポンプ付水槽車（10,000ℓ）を購入し、西出張所に配備する。 ・ 救急自動車 2 台を購入し、消防署及び東出張所の救急自動車を更新する。 ・ 消防団第 5 分団車を更新する。 ・ 震災対策として高蔵寺宮前公園及び白山小学校内に、耐震性防火水槽（100 m³級）を、また中央公園及び繁田公園に飲料水兼用耐震性防火水槽（100 m³級）を設置する。また、街頭消火器の設置を開始し、市内全域に第 1 次分として 1,910 本を設置する。
昭和 54 年 3 月 8 月 11 月	・ 消防団第 6 分団車を更新する。 ・ 軽四輪ライトバンを購入し、高蔵寺出張所に配備する。 ・ 照明電源車を購入し、消防署に配備する。 ・ 消防ポンプ自動車を購入し、西出張所に配備する。 ・ 消防ポンプ自動車を購入し、消防署に配備する。 ・ 消防団第 4 分団車を更新する。 ・ 震災対策として六軒公園及び美濃町公園に飲料水兼用耐震性防火水槽（100 m³級）を設置する。 ・ 市内全域に街頭消火器を第 2 次分として 5,085 本を設置する。

年 号	～ 沿 革 ～
昭和 55 年 8 月 12 月	・ 16m級屈折はしご付消防自動車を購入、消防署に配備する。 ・ 消防署の消防ポンプ自動車を更新する。 ・ 震災対策として大手小学校及び関田公園に飲料水兼用耐震性防火水槽（100 m³級）を設置する。 ・ 市内全域に街頭消火器を第 3 次分として 1,250 本を設置し、全体で 8,245 本となる。
昭和 56 年 3 月 10 月	・ 優良消防本部、団として消防庁長官から表彰旗を授与。 ・ 西北部地区に出張所を新築。『北出張所』とし、開所に伴い消防団第 2 分団を併設する。 ・ 北出張所には、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車（10,000ℓ）、救急自動車、軽四輪ライトバン及軽四輪トラックを各 1 台購入、配備し消防力の強化を図る。 ・ 震災対策として出川公園、中部中学校及び二子山公園に飲料水兼用耐震性防火水槽（100 m³級）を設置する。
昭和 57 年 2 月 3 月 6 月 7 月 10 月 11 月 12 月	・ あらゆる気象条件下においても調査、指揮可能である四輪駆動車を 2 台購入し、指揮車として消防本部及び消防署に配備する。 ・ 軽四輪ライトバン・軽四輪トラック各 1 台を購入し、消防署に配備する。 ・ トラック（防災資材運搬車）を購入し、消防署に配備する。 ・ 消防署の救急自動車を更新する。 ・ 坂下公民館開所に伴い消防団第 6 分団を公民館内に併設する。 ・ 愛知県共済生活協同組合から指揮車の寄贈を受け、消防本部に配備する。 ・ 消防の頭脳である通信指令装置の整備（指令台の増強、車両運用表示盤、緊急情報現示システム等の導入）により出動体制の敏速化、的確な活動体制など合理的運用を図る。 ・ 防火 P R、出火の場所など問合せ等に対しテレホンサービスを開始する。 ・ 震災対策として牛山小学校及び坂下公民館に飲料水兼用耐震性防火水槽（100 m³級）を設置する。

年 号	～ 沿 革 ～
昭和 58 年 2 月 11 月 12 月	・ 震災対策として勝川小学校に飲料水兼用耐震性防火水槽（100 m³級）を設置する。 ・ 消防署の救急自動車を更新する。 ・ 西出張所配備の 18m級はしご付消防ポンプ自動車老朽により、16m級屈折はしご付消防ポンプ自動車及び消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車を更新する。 ・ 震災対策として、藤山台（藤山公園）に飲料水兼用耐震性防火水槽（100 m³級）を設置する。
昭和 59 年 3 月 11 月 12 月	・ 篠木町 8 丁目消防訓練場の一部を車両操作訓練場（1,774 m²）として舗装整備する。 ・ 消防本部に地震計を配置し、地震時の対応を強化する。 ・ 日本損害保険協会より 16m級屈折はしご付消防ポンプ自動車の寄贈を受け、西出張所に配備し、『火災保険号』と命名する。 ・ 震災対策として、東野町ふれあい緑道に飲料水兼用耐震性防火水槽（100 m³級）を設置する。 ・ 消防本部予防課の軽四輪ライトバンを更新する。 ・ 西出張所の軽四輪トラックを更新する。 ・ 南部地区に消防署南部出張所を昭和 59 年～60 年継続事業にて建設に着手する。
昭和 60 年 9 月 10 月 11 月 12 月	・ 化学消防ポンプ自動車を購入し、消防署に配備する。 ・ 消防本部総務課の軽四輪ライトバンを更新する。 ・ 高蔵寺出張所の軽四輪トラックを更新する。 ・ 南部地区に出張所を新築。『南出張所』とし、開所に伴い消防団第 4 分団を併設する。 ・ 南出張所に消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車（10,000ℓ）、軽四輪ライトバン及び軽四輪トラックを各 1 台購入し、配備する。 ・ 愛知県共済生活協同組合から救急自動車の寄贈を受け、南出張所に配備する。

年 号	～ 沿 革 ～
昭和 61 年 10 月 12 月	- 消防署の救急自動車を更新する。 - 西出張所の化学消防ポンプ自動車を防衛庁（特定防衛施設周辺整備調整交付金）補助事業にて更新する。 - 防災まちづくり事業として、味美上ノ町、花長町、下八田町、木附町及び大泉寺町に耐震性防火水槽（40 m³級）を設置する。
昭和 62 年 9 月 10 月 12 月	- 消防法改正により、署に特別救助隊、東出張所に救助隊を設置し、救助資機材総合整備事業により救助資機材を整備する。 - 消防本部総務課の軽四輪ライトバンを更新する。 - 消防署の救急自動車を更新する。 - 消防本部予防課の査察広報車を更新する。 - 消防団第 1 分団車を小型動力ポンプ付積載車に更新する。 - 防災まちづくり事業として、中野町、細野町及び六軒屋町に耐震性防火水槽（40 m³級）を設置する。
昭和 63 年 3 月 8 月 10 月 12 月	- 消防連絡用乗用車を更新する。 - 高蔵寺出張所の軽四輪ライトバンを更新する。 - 東出張所の救急自動車を更新する。 - 消防団第 2 分団車を小型動力ポンプ付積載車に更新する。 - 防災まちづくり事業として、神屋町、東野町西及び柏井町に耐震性防火水槽（40 m³級）を設置する。
平成元年 2 月 4 月 11 月	- 愛知県共済生活協同組合から広報車 1 台の寄贈を受け、消防本部総務課に配備する。 - 消防団第 1 分団詰所を八光町学習等供用施設（柏井町 1 丁目）に併設、開所する。 - 消防団第 3 分団車を小型動力ポンプ付積載車に更新する。 - 南出張所の救急自動車を更新する。

年 号	～ 沿 革 ～
平成 2 年 2 月 3 月 4 月 5 月 7 月 12 月	・ 飲料水兼用耐震性防火水槽（100 m³級）を市役所新庁舎敷地内に設置する。 ・ 新緊急情報システムを導入、通信網の強化を図る。 ・ 消防署の水槽付消防ポンプ自動車（40 m³級）を化学消防ポンプ自動車に更新する。 ・ 高蔵寺出張所の消防ポンプ自動車を更新する。 ・ 防災まちづくり事業として、篠木町、西高山町及び大手町に耐震性防火水槽（40 m³級）を設置する。 ・ 消防本部の機構改革により市役所新庁舎 6 階に通信指令室を置く。また、新緊急情報システム及び各署所に設置した予防情報収集装置の運用を開始し、通信指令業務の充実運用を図る。 ・ 消防団第 3 分団詰所を篠木町 5 丁目に開所する。 ・ 市役所新庁舎建設に伴い、庁舎 7 階に消防本部事務室を移転する。 ・ 防災まちづくり事業として、知多町、東野町及び鳥居松町に耐震性防火水槽（40 m³級）を設置する。 ・ 第 35 回愛知県消防操法大会が当市総合体育館にて開催され、春日井市消防団（第 4 分団）が入賞する。 ・ はしご付消防自動車（45m級）を購入。消防署に配備し、消防署のはしご付消防ポンプ自動車（40m級）を東出張所へ配置換えする。 ・ 消防署の小型動力ポンプ付水槽車（10,000ℓ）を更新する。
平成 3 年 2 月 6 月 11 月 12 月	・ 高蔵寺出張所の救急自動車を更新する。 ・ 消防本部総務課の軽四輪ライトバンを更新する。 ・ 東出張所の軽四輪ライトバンを更新する。 ・ 西出張所の軽四輪ライトバンを更新する。 ・ 北出張所の軽四輪ライトバンと軽四輪トラックを更新する。 ・ 東出張所の救助隊を特別救助隊とし、新鋭の救助工作車を配備し、東北部地区の救助体制の強化を図る。 ・ 通信指令室に緊急通報システムを設置し、運用を開始する。 ・ 防災まちづくり事業として、味美町、細木町及び高森台に耐震性防火水槽（40 m³級）を設置する。

年 号	～ 沿 革 ～
平成 4 年 2 月 3 月 5 月 8 月 12 月	- 消防団第 5 分団車を小型動力ポンプ付積載車に更新する。 - 北出張所の水槽付消防ポンプ自動車に化学消防ポンプ自動車に更新する。 - 北出張所の救急自動車を更新する。 - 東出張所の消防ポンプ自動車を更新する。 - 消防署に「防災展示室」を開設し、市民の防災意識の向上を図る。 - 消防署の軽四輪ライトバンと軽四輪トラック各 1 台を更新する。 - 東出張所の軽四輪トラックを更新する。 - 消防署の救助工作車を更新する。 - 防災まちづくり事業として、小野町、八事町及び迫進町に耐震性防火水槽（40 m³級）を設置する。
平成 5 年 1 月 2 月 3 月 6 月 7 月 12 月	- 西出張所の救急自動車を更新する。 - 消防団第 6 分団車を小型動力ポンプ付積載車に更新する。 - 東出張所の水槽付消防ポンプ自動車を更新する。 - 財団法人航空公害防止協会から査察車の寄贈を受け、消防本部予防課に配備する。 - 消防本部総務課の軽四輪ライトバンを更新する。 - 消防署の指揮車を更新する。 - 西出張所の小型動力ポンプ付水槽車（10,000ℓ）を更新する。 - 消防団第 4 分団車を更新する。 - 防災まちづくり事業として、西本町、杵ヶ島町及び中切町に耐震性防火水槽（40 m³級）を設置する。
平成 6 年 3 月 6 月	- 高蔵寺出張所の水槽付消防ポンプ自動車を更新する。 - 財団法人日本損害保険協会から高規格救急自動車の寄贈を受け、消防署に配備する。 - 財団法人空港環境整備協会から人員輸送車 1 台の寄贈を受け、消防本部総務課に配備する。 - 西出張所の消防ポンプ自動車を更新する。 - 消防本部予防課の軽四輪ライトバンを更新する。 - 西出張所の軽四輪トラックを更新する。

年 号	～ 沿 革 ～
平成 7 年	
1 月	・ 兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）被災地へ愛知県隊として職員 29 名を派遣。
2 月	・ 消防署の消防ポンプ自動車を更新する。 ・ 西出張所軽四輪トラックを更新する。 ・ 消防署の救急自動車を更新する。
3 月	・ 財団法人空港環境整備協会から災害発生時の指揮本部、救護所としてエアーテント 1 式の寄贈を受け、消防署に配備する。
5 月	・ 防災まちづくり事業として、浅山町、美濃町及び勝川新町に耐震性防火水槽（40 m ³ 級）を設置する。
7 月	・ 救急救命士による高度救命処置救急運用開始。
11 月	・ 緊急消防援助隊を編成、東京都江東区豊島 6 丁目「東京ガス豊島工場跡地」で実施の緊急消防援助隊合同訓練へ派遣する。
12 月	・ 北出張所の消防ポンプ自動車を更新する。 ・ 災害現場での指揮体制の強化を図るため指揮車を購入、消防署に配備する。
平成 8 年	
1 月	・ 東出張所の 40m 級はしご付消防自動車を更新する。
2 月	・ 高蔵寺出張所の軽四輪トラックを更新する。 ・ 南出張所の軽四輪ライトバンを更新する。
3 月	・ 東出張所の救急自動車を高規格救急自動車に更新し、救急業務の充実を図る。 ・ 阪神・淡路大震災を教訓に防災意識の啓蒙を図るため防災指導車を購入し、消防本部に配備する。 ・ 震災対策として長塚町、上八田町、穴橋町、高蔵寺町、気噴町及び林島町に耐震性防火水槽（40 m ³ 級）を設置する。
6 月	・ 愛知県総合防災訓練が本市熊野グラウンドで実施される。
9 月	・ 南出張所の軽四輪トラックを更新する。
平成 9 年	
3 月	・ 西出張所の救急自動車を高規格救急自動車に更新し、救急業務の充実を図る。 ・ 高蔵寺出張所の 16m 級屈折はしご付消防自動車を更新する。 ・ 震災対策として、石尾台、白山町、惣中町、大手町及び中切町に耐震性防火水槽（40 m ³ 級）を設置する。 ・ 消防本部及び各署所に設置した予防情報システムを更新する。
8 月	・ 消防本部予防課の軽四輪ライトバンを更新する。
11 月	・ 集団災害訓練を鷹来町消防訓練場で実施する。

年 号	～ 沿 革 ～
平成 10 年	
2 月	・ 消防署の照明電源車を更新する。
3 月	・ 震災対策として、下条町、岩成台、下屋敷町、稲口町及び出川町に耐震性防火水槽（40 m ³ 級）を設置する。
	・ 携帯電話からの 119 番緊急通報の管外転送等の愛知県第 5 ブロック代表消防本部となる。
10 月	・ 震災対策として、鳥居松町 1 丁目（県営鳥居松住宅）、如意申町 3 丁目（如意申公園）、押沢台 6 丁目（押沢公園）及び松本町 1 丁目（金地蔵公園）に耐震性防火水槽（40 m ³ 級）を設置する。
12 月	・ 東出張所の小型動力ポンプ付水槽車を更新する。
平成 11 年	
2 月	・ 南出張所の救急自動車を高規格救急自動車を更新し、救急業務の充実を図る。
平成 12 年	
1 月	・ 高蔵寺出張所の小型動力ポンプ付水槽車を更新する。
	・ 南出張所の化学消防ポンプ自動車を更新する。
2 月	・ 消防署の救助工作車（Ⅲ型）を更新する。
	・ 北出張所の救急自動車を高規格救急自動車を更新し、救急業務の充実を図る。
	・ 愛知県共済生活協同組合から査察車 1 台の寄贈を受け、消防本部総務課に配備する。
3 月	・ 震災対策として、町屋町（上町屋公会堂）及び高森台 8 丁目（高森山公園）に耐震性防火水槽（40 m ³ 級）を設置する。
10 月	・ 震災対策として、弥生町及び下市場町に耐震性防火水槽（40 m ³ 級）を設置する。

年 号	～ 沿 革 ～
平成 13 年 1 月 2 月 3 月 7 月 9 月 10 月	- 消防署のトラック（防災資材運搬車）を緊急災害支援車に更新する。 - 西出張所の 16m 級屈折はしご付消防自動車と防衛庁（特定防衛施設周辺整備調整交付金）補助事業にて化学消防ポンプ自動車を更新する。 - 北出張所の小型動力ポンプ付水槽車を更新する。 - 高蔵寺出張所の救急自動車を高規格救急自動車に更新し、救急業務の充実を図る。 - 消防本部に消防連絡用乗用車を配備する。 - 災害現場から最も近い消防、救急、救助隊を出場させることを可能とする緊急通信指令施設、消防車両動態管理情報システム及び発信地表示システムの整備を行い、通報から現場到着までの時間短縮を図る。 - 聴覚障がいのある市民に対して携帯電話の電子メール機能を使い、火災発生等を伝える火災情報サービスを始める。 - 震災対策として、宮町 1 丁目（中原公園）及び篠木町 5 丁目（市営篠木住宅）に耐震性防火水槽（40 m³級）を設置する。 - 南出張所の 16m 級屈折はしご付消防自動車を 15m 級はしご付消防ポンプ自動車に更新する。 - 第 74 回全国消防長会予防委員会が当市で開催され、専門的な事案を検討・審議し、具体的な施策の措置推進を図り、対象物に応じた防火安全対策の推進と適正な予防行政を検討する。 - 緊急消防援助隊として、中部近畿ブロック合同訓練に参加する。大規模災害における消防機関相互の救援体制の充実を図る。
平成 14 年 2 月 3 月 9 月 10 月	- 南出張所の消防ポンプ自動車を更新する。 - 消防署の高規格救急自動車を更新、救急業務の充実を図る。 - 南出張所の小型動力ポンプ付水槽車(10,000ℓ)を更新する。 - 消防隊の防火服をセパレート式に更新する。 - 第 8 回愛知県尾張地区消防大会が当市で開催され、広域消防体制の確立と災害のない社会作りが検討、協議される。 - 震災対策として、松新町 5 丁目（区画整理地内公園）及び杵ヶ島町 1 丁目（市営杵ヶ島住宅）に耐震性防火水槽（40 m³級）を設置する。

年 号	～ 沿 革 ～
平成 15 年	
4 月	・ 他の署所に先だち、通信指令室の勤務体制 3 部制が試行される。
6 月	・ 消防本部予防課の軽四輪ライトバンを更新する。 ・ 東出張所及び北出張所の軽四輪ライトバンを更新する。
9 月	・ 消防庁（消防防災施設整備費補助金）補助事業にて耐震性防火水槽（40 m³級）2 基を八田町（寺裏公園）及び押沢台 2 丁目（向エ田公園）に設置する。
11 月	・ テロ対策用特殊救助資機材として消防庁（消防防災設備整備費補助金）補助事業にて消防署に陽圧式化学防護服を購入する。 ・ 消防団第 2 分団の小型動力ポンプ付積載車を消防庁（消防防災設備整備費補助金）補助事業にて更新する。 ・ 消防庁（消防防災設備整備費補助金）補助事業及び愛知県（消防施設整備費補助金）補助事業にて消防署の化学消防ポンプ自動車に災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に更新する。
12 月	・ 高蔵寺出張所の消防ポンプ自動車を消防庁（消防防災設備整備費補助金）補助事業にて更新する。 ・ テロ対策用特殊救助資機材として消防庁（消防防災設備整備費補助金）補助事業にて除染シャワー及び除染散布器を購入する。 ・ 年々増加する救急出動に対応するため消防庁（消防防災設備整備費補助金）補助事業にて災害対応特殊救急自動車及び高度救命資機材を購入し、消防署に配備する。 ・ 愛知県防災航空隊との合同訓練を 2 日間に亘り、想定を変えて本市廻間町地内及び細野町地内で実施する。

年 号	～ 沿 革 ～
平成 16 年 2 月 4 月 6 月 10 月 11 月	・ 緊急消防援助隊愛知県隊の合同訓練が当市明知町地内で開催される。 ・ 高規格救急自動車を防衛庁（防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金）補助事業にて更新し、東出張所に配備する。 ・ 消防本部総務課及び予防課を除いた全ての署所で勤務体制 3 部制が施行される。 ・ 増加の一途を辿る救急出動に対応するため消防署に救急隊を 1 隊増加し、救急隊は 7 隊運用となる。 ・ 福井県嶺北地方集中豪雨災害被災地に緊急消防援助隊愛知県隊として 7 名を派遣。 ・ 北出張所の軽四輪トラックを更新する。 ・ 消防本部の査察車を更新する。 ・ 第 1 分団、第 3 分団の小型動力ポンプ付積載車を消防庁（消防防災設備整備費補助金）補助事業にて更新する。
平成 17 年 2 月 3 月 8 月 9 月 11 月	・ 西出張所に愛知県（消防施設整備費補助金）補助事業にて高規格救急自動車を更新する。 ・ 消防署の指揮車を更新する。 ・ 消防庁（消防防災施設整備費補助金）補助事業にて耐震性防火水槽（40 m³級）1 基を東野新町に設置する。 ・ 消防庁（消防防災施設整備費補助金）補助事業にて耐震性防火水槽（40 m³級）1 基を東野町に設置する。 ・ 消防署の軽四輪トラックを更新する。
平成 18 年 1 月 3 月 7 月	・ 消防庁（消防防災施設整備費補助金）補助事業にて耐震性防火水槽（40 m³級）1 基を稲口町に設置する。 ・ 消防署の人員輸送車を更新する。 ・ 東出張所の水槽付消防ポンプ自動車を防衛庁（防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金）補助事業にて化学消防ポンプ自動車に更新し、東出張所に配備する。 ・ 愛知県（消防施設整備費補助金）補助事業にて小型動力ポンプ付水槽車を更新し、消防署に配備する。 ・ 消防本部の防災指導車を起震車に更新する。 ・ 消防署の軽四輪ライトバンを更新する。 ・ 東出張所の軽四輪トラックを更新する。 ・ 平成 18 年度から消防の訓練場を鷹来訓練場から篠木訓練場へ移す。

年 号	～ 沿 革 ～
平成 19 年	
2 月	・ 愛知県（消防施設等整備費補助金）補助事業にて高規格救急自動車を更新し、南出張所に配備する。
3 月	・ 救助工作車を防衛庁（防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金）補助事業にて更新し、東出張所に配備する。 ・ 第 5 分団の小型動力ポンプ付積載車を愛知県（消防施設等整備費補助金）補助事業にて更新する。 ・ 愛知県（消防施設等整備費補助金）補助事業にて消防ポンプ自動車を更新し、東出張所に配備する。
6 月	・ 総務課の軽四輪ライトバンを更新する。
8 月	・ 消防庁（消防防災施設等整備費補助金）補助事業にて耐震性防火水槽（40 m ³ 級）1 基を大留町に設置する。
9 月	・ 消防庁（消防防災施設等整備費補助金）補助事業にて耐震性防火水槽（40 m ³ 級）1 基を高山町に設置する。
12 月	・ 消防庁（消防防災施設等整備費補助金）補助事業にて耐震性防火水槽（40 m ³ 級）2 基を神明町、如意申町に設置する。 ・ 通信指令室の消防緊急通信指令施設の機器のオーバーホールを実施する。
平成 20 年	
2 月	・ 平成 20 年度から救急隊を 1 隊増隊することに伴い、愛知県（消防施設整備費補助金）補助事業にて高規格救急自動車を東出張所に配備する。
3 月	・ 愛知県（消防施設整備費補助金）補助事業にて小型動力ポンプ付積載車を更新し、第 6 分団に配備する。 ・ 北出張所の化学消防ポンプ自動車を更新する。 ・ 西出張所の庁舎補強工事を実施する。
6 月	・ 予防課の軽四輪ライトバンを更新する。
11 月	・ 愛知県・春日井市総合防災訓練（林野火災対応）が廻間町地内多目的広場で実施される。
平成 21 年	
2 月	・ 防衛省（特定防衛施設周辺整備調整交付金）補助事業にて消防ポンプ自動車を更新し、西出張所に配備する。
8 月	・ 愛知県（消防施設整備費補助金）補助事業にて消防ポンプ自動車を更新し、消防署に配備する。 ・ 愛知県（消防施設整備費補助金）補助事業にて小型動力ポンプ付水槽車を更新し、西出張所に配備する。 ・ 消防署の司令車を更新する。

年 号	～ 沿 革 ～
8 月 11 月	・ 愛知県（消防施設整備費補助金）補助事業にて高規格救急車を更新し、北出張所に配備する。 ・ 西出張所、南出張所の軽四輪ライトバンを更新する。
平成 22 年 2 月 6 月 8 月 11 月 12 月	・ 高蔵寺出張所の水槽付消防ポンプ自動車を防衛省（防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金）補助事業にて化学消防ポンプ自動車に更新する。 ・ 愛知県（消防施設整備費補助金）補助事業にて高規格救急自動車を更新し、高蔵寺出張所に配備する。 ・ 「緊急消防援助隊全国合同訓練」に救助部隊、後方支援部隊が参加する。 ・ 消防署のはしご自動車を更新する。 ・ 愛知県（石油貯蔵施設立地対策等交付金）交付事業にてマルチガス検知警報器 4 基を更新し、消防署、東、南、高蔵寺出張所に配備する。 ・ 愛知県（緊急市町村地震防災対策事業費補助金）補助事業にて耐震性防火水槽（40 m³級）1 基を松河戸町に設置する。
平成 23 年 1 月 2 月 3 月 4 月 12 月	・ 愛知県（消防施設整備費補助金）補助事業にて小型動力ポンプ付積載車を更新し、第 4 分団に配備する。 ・ 愛知県（消防施設整備費補助金）補助事業にて消防ポンプ自動車を更新し、北出張所に配備する。 ・ 東日本大震災の発生に伴い、緊急消防援助隊愛知県隊（第 2 次隊、第 5～9 次隊）として、42 名出動する。 また、日本水道協会から依頼を受けたため給水隊として、上下水道部職員とともに、5 部隊（消防職員は 3 部隊）26 名（消防職員は 9 名）出動する。 ・ 東日本大震災の発生に伴い、緊急消防援助隊愛知県隊（第 10～16 次隊）として、49 名出動する。 また、日本水道協会から依頼を受けたため給水隊として、1 部隊 4 名（水道部職員のみ）出動する。 ・ 耐震性防火水槽（40 m³級）2 基を気噴町と神領町に設置する。 ・ 南出張所の化学消防ポンプ自動車及び消防ポンプ自動車を更新する。

年 号	～ 沿 革 ～
平成 24 年	
1 月	・ 西出張所、高蔵寺出張所の軽四輪トラックを更新する。
2 月	・ 消防署の高規格救急自動車を更新する。
4 月	・ 消防団本部を設置。初の女性消防団員 1 名を採用。
9 月	・ 南出張所の軽四輪トラックを更新する。
11 月	・ 消防庁（緊急消防援助隊設備整備費補助金）補助事業にて災害対応特殊救急自動車を更新し、消防署に配備する。
	・ 東出張所の高規格救急自動車を更新する。
12 月	・ 愛知県（緊急市町村地震防災対策事業費補助金）補助事業にて、耐震性防火水槽（40 m ³ 級）2 基を高山町と大手町に設置する。
平成 25 年	
2 月	・ 一般財団法人日本損害保険協会より、小型動力ポンプ付積載車の寄贈を受け、団本部に配備する。
12 月	・ 西出張所の高規格救急自動車を更新する。
	・ 消防庁（消防防災施設整備費補助金）補助事業にて耐震性防火水槽（40 m ³ 級）2 基を堀之内町と勝川町に設置する。
平成 26 年	
1 月	・ 愛知県共済生活協同組合から消防広報車 1 台の寄贈を受け、消防総務課に配備する。
2 月	・ 消防総務課の軽四輪ライトバンを、資機材搬送車として更新する。
	・ 消防署の照明電源車を更新する。
3 月	・ 優良消防本部、団として消防庁長官から竿頭綬を授与。
10 月	・ 御嶽山噴火災害の発生に伴い、緊急消防援助隊愛知県隊（第 7 次隊、第 21 次隊及び第 29 次隊）として、15 名出動する。
	・ 消防庁（緊急消防援助隊設備整備費補助金）補助事業にて災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（30m 級）を更新し、東出張所に配備する。
平成 27 年	
1 月	・ 東出張所の小型動力ポンプ付水槽車を更新する。
2 月	・ 消防庁（消防防災施設整備費補助金）補助事業にて耐震性防火水槽（40 m ³ 級）1 基を乙輪町に設置する。
	・ 愛知県（南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金）補助事業にて、耐震性防火水槽（40 m ³ 級）1 基を気噴町に設置する。

年 号	～ 沿 革 ～
4 月 8 月	・ 高機能消防指令システム及びデジタル消防救急無線システムを整備し、運用を開始する。 ・ 消防総務課の軽四輪ライトバンを更新する。
平成 28 年 1 月 2 月	・ 愛知県（南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金）補助事業にて、耐震性防火水槽（40 m³級）2 基を美濃町と勝川町西に設置する。 ・ 消防庁（緊急消防援助隊設備整備費補助金）補助事業にて災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車を更新し、高蔵寺出張所に配備し、同事業にて災害対応特殊救急自動車を更新し、南出張所に配備する。
平成 29 年 2 月 6 月 10 月	・ 消防庁（緊急消防援助隊設備整備費補助金）補助事業にて災害対応特殊救急自動車 2 台を更新し、東出張所及び南出張所に配備する。 ・ 消防庁（消防防災施設整備費補助金）補助事業にて耐震性防火水槽（40 m³級）1 基を高山町に設置する。 ・ 愛知県（南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金）補助事業にて、耐震性防火水槽（40 m³級）1 基を大手町に設置する。 ・ 春日井市消防本部特別消火隊が消防署に発足し運用する。 ・ 春日井市消防団が総務大臣感謝状を授与。
平成 30 年 2 月	・ 消防庁（緊急消防援助隊設備整備費補助金）補助事業にて救助工作車 1 台並びに救助用資機材、高度救助用資機材及びテロ対策用特殊救助資機材を更新し、消防署に配備する。 ・ 消防庁（消防防災施設整備費補助金）補助事業にて耐震性防火水槽（40 m³級）1 基を勝川町に設置する。 ・ 愛知県（南海トラフ地震等対策事業費補助金）補助事業にて、耐震性防火水槽（40 m³級）2 基を篠木町及び西山町に設置する。